



北海道教育大学情緒障害教育学会会則

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://hokkyodai.repo.nii.ac.jp/records/8203

北海道教育大学情緒障害教育学会会則

平成12年12月1日改訂

第1章 名称および事務局

第1条 本会は、北海道教育大学情緒障害教育学会と称する。

第2条 本会の事務局は、北海道教育大学旭川校障害児教育研究室におく。

第2章 目的と事業

第3条 本会は、北海道およびわが国の情緒障害教育および関連ある領域における実践・研究の進歩発展を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員の実践・研究促進を目的とする会合（北海道教育大学情緒障害教育学会と呼ぶ）を開催する。
- 2 機関誌「情緒障害教育研究紀要」を北海道教育大学旭川校障害児教育研究室名で編集発行する。編集規定は別に定める。
- 3 内外における関係諸団体との連絡
- 4 会員が本会の組織運営に関して審議決定する会務総会の開催
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する方による。

第6条 会員は本会が営む事業に参加することができ、また本会の編集出版物について、無料配布または優先的配布を受けることができる。

第4章 役員と職員

第7条 本会の事業を運営するために次の役員をおく。

- 1 理事 若干名
- 2 監事 2名

第8条 会長、理事および監事は総会において選出する。

第9条 会長は北海道教育大学情緒障害教育学会の会長として本会を代表する。会長に事故あるときは理事会の推薦により理事の一人がその職務を代行する。

第10条 監事は本会の会計および事業を監査する。監事は理事を兼ねることはできない。

第11条 役員任期は3年とし、再任は妨げない。

第12条 本会の事務を助けるための事務局を設け、事務局に次の職員をおく。

- 1 事務局長 1名
- 2 事務局員 若干名

事務局長および事務局員は理事の中から会長が委嘱する。

第5章 会議

第13条 本会の会議は会務総会、および理事会とする。

第14条 会務総会は本会の運営組織に関して決定する最高議決機関である。

第15条 理事会は会長および他の理事をもって構成し、会長が召集する。理事は本会の事業の遂行責任を負い、その執行に当たる。理事の過半数の要求があるときは会長は理事会を召集しなければならない。

第6章 会計

第16条 本会の経費は、会費、寄付金などによって支弁する。

第17条 会員の会費は当分の間年額3,000円とし、毎年1月末までに次年度の会費を納入すべきものとする。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日でおわる。

第7章 雑則

第19条 本会則をさらに明確にするために必要に応じて別に北海道教育大学情緒障害教育学会細則を定める。

第20条 本会の会則及び細則の改正は会務総会の議決による。

付則

本会則は、平成6年8月1日の総会において審議され、平成6年8月1日より施行される。

本会則は、平成12年の総会において改正された。